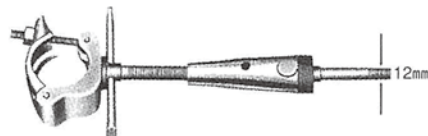


足場キーパーA型

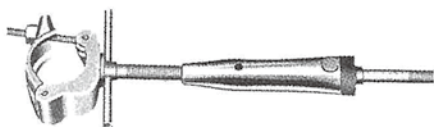
- キーパーA160
使用範囲:160~200mm
重 量:700g



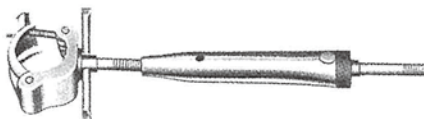
- キーパーA200
使用範囲:200~240mm
重 量:845g



- キーパーA300
使用範囲:240~320mm
重 量:960g



- キーパーA350
使用範囲:280~400mm
重 量:1,020g



- キーパーA400
使用範囲:320~480mm
重 量:1,140g



- キーパーA600
使用範囲:480~670mm
重 量:1,450g



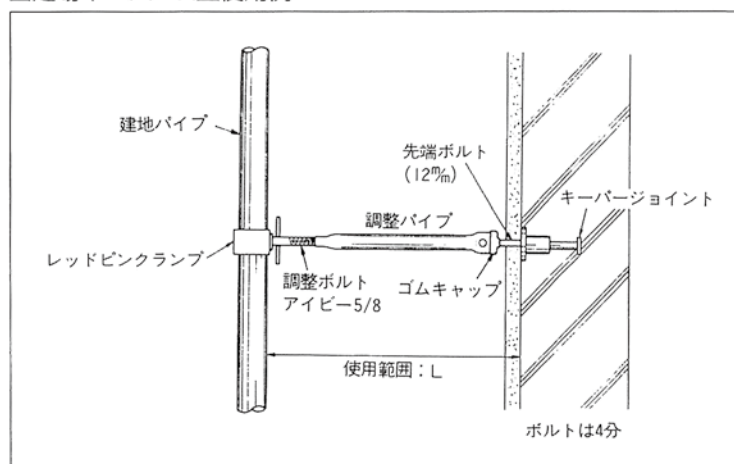
- キーパーA800
使用範囲:670~860mm
重 量:1,720g



- キーパーA1000
使用範囲:860~1,000mm
重 量:1,980g



足場キーパーA型使用例



壁つなぎ控え



- KS壁つなぎ金控え(H形鋼用)
使用範囲:125mm~310mm
重 量:1,500g

足場キーパーA型試験表

項 目	型 式	A-200	A-300	A-350	A-400	A-600	A-800	A-1000
引張強度 (kg)		2,988	2,956	3,264	3,152	3,040	2,898	2,780
圧縮強度 (kg)		2,688	2,412	1,996	1,868	1,564	1,316	1,146
締付トルク試験 (450kg・cm)	カール部の伸び又は本体の変形	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	ボルトの異常	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	切り欠き部の異常	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※ただし、①引張及び圧縮試験の結果は、試験体5体の平均値で表示しています。②締付けトルク試験も同様に試験体5体の結果を表示しています。

■足場キーパーA型

■(社)仮設工業会認定基準

壁つなぎ用金具の性能は、鋼管などに取付けた場合の引っ張り強度および取付面に対して75度傾けた場合の圧縮強度がそれぞれ表1および表2の条件を満足するものとします。

壁つなぎ用金具のつかみ金具が、単クランプ、または、これに類した構造のようにボルト・ナットで締め付けるものにあつては、当該つかみ金具の性能が表3の条件を満足するものとします。

■表-1

引張強度 (単位: kg)	
全個数の平均値	全個数のうちの最小値
1,000以上	900以上

■表-2

圧縮強度 (単位: kg)	
全個数の平均値	全個数のうちの最小値
1,000以上	900以上

■表-3

項目	設 定	450kg-cmの締付けトルク時において
カール部の伸び又は本体の変形		1mm未満
ボルトの異常		切断又は変形がない
切り欠き部の異常		ボルトの出し入れが自由

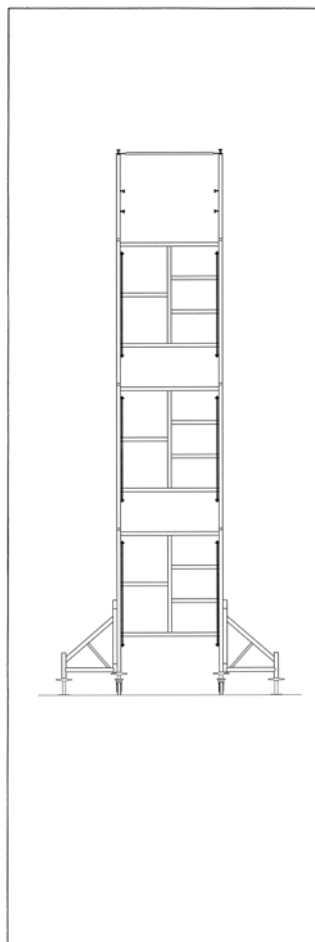
■足場キーパーA型の取付間隔

安全衛生規則ならびに仮設工業会指導基準によれば、外部足場の壁つなぎ認定基準の許容耐力を1セット当たり500kgとし、認定合格の壁つなぎをしようした場合の取付間隔ならびに、その場合に耐える風速の基準を右表の如く定めています。

■壁つなぎの間隔ならびに許容風速

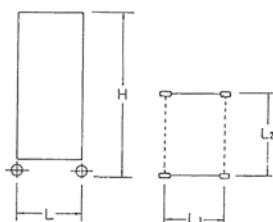
壁つなぎ 項 目	垂直方向(m)	水平方向(m)	面積(m ²)	許容風速(m/s)
シートはり	3.4 (2層)	3.66 (2スパン)	12.4	21
ネットフレーム養生金網	5.1 (3層)	5.49 (3スパン)	28.0	20
建枠の筋かい	6.8 (4層)	7.32 (4スパン)	49.8	31

■ローリングタワー(移動式足場)



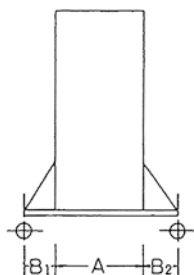
高さについての規制

- ①アウトリガーを使用しない場合
次の関係式によって制限されます。
 $H \leq 7.7L - 5.0$
 $H(m)$ = 脚輪の下端から作業床までの高さ
 $L(m)$ = 脚輪の主軸間隔(狭い方)
($L_1 < L_2$, $L = L_1$)



- ②アウトリガーを使用する場合
①の式のLの値を次のように緩和できます。

$$L = A + \frac{1}{2}(B_1 + B_2)$$



ローリングタワーは、作業床、これを支持する枠組構造、脚輪ならびに梯子などの昇降設備および手摺などの防護設備を備えたものでなければなりません。

●積載荷重についての規制

- 作業床面積が2㎡以上の場合
積載荷重 $W = 250\text{kg}$
作業床面積が2㎡未満の場合
 $W = 50 + (\text{作業床面積}\text{㎡}) \times 100$ とすること。

●使用上の注意

- ①足場に積載荷重を表示し、その荷重以上積載しないこと。
- ②足場には、偏芯荷重、水平荷重および衝撃荷重をなるべく与えないようにすること。
- ③作業床上では、脚立、はしごなどは使用しないこと。
- ④枠組構造部の外側を昇降路とする場合、同一面より同時に2名以上の者が昇降しないこと。
- ⑤作業者などを乗せたまま移動しないこと。
- ⑥傾斜面での使用については、脚柱ジャッキによって、作業床の水平を保持すること。
- ⑦作業者が無理な姿勢で作業を行わないで済むように作業箇所に近い位置に設置すること。
- ⑧脚輪のブレーキは、移動中を除き、常に作動させておくこと。
- ⑨移動路面および移動空間にある障害物は撤去すること。